

## 富谷市認知症高齢者等GPS機器利用助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、認知症の高齢者等（以下「高齢者等」という。）が行方不明になることを予防するとともに、高齢者等の行方不明時にその現在位置を把握することができるように、全地球測位システムを活用した無線発信機器及び付帯機器（以下「GPS機器」という。）の利用に関する通信費等実費相当額を助成することにより、安心して生活ができる環境を整備することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する高齢者等とする。

- (1) 富谷市に住所を有し、在宅で生活している者。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者。
- (3) 高齢者等の認知症及び介護の状況等に関する必要な情報について、本事業の実施に必要な範囲で、市が認める関係機関（警察、消防、地域包括支援センター、民生委員児童委員、医療機関、福祉用具貸与事業者等）と共有することに同意する者。
- (4) その他市長が必要と認める者。

### (助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、GPS機器（介護保険制度での貸与を受けた物とする。）の屋外における通信費等実費相当額とし、GPS機器の利用に係る自己負担額は助成の対象としない。

### (助成額)

第4条 助成額は、前条に規定する助成対象経費の範囲とし、月額1,000円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を上限とする。

### (申請及び決定)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富谷市認知症高齢者等GPS機器利用助成事業申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に介護保険制度での利用に係る契約を行ったことを証明する書類及び居宅介護サービス計画書を添付して提出するものとする。

- 2 助成の申請は、本人の同意により、本人を介護する家族等や本人の成年後見人、保佐人、補助人等（以下「介護者等」という。）が代理することができるものとする。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査したうえで、その可否を決定し、富谷市認知症高齢者等GPS機器利用助成事業決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項において助成の決定をしたときは、富谷市認知症高齢者等GPS機器利用助成事業助成開始通知書（様式第3号）をもってGPS機器貸与事業者（以下「事業者」という。）に連絡し、助成開始を通知する。

### (申請事項の異動（変更・消滅）の届出)

第6条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、富谷市認知症高齢者等GPS機器利用助成事業異動（変更・消滅）届（様式第4号）により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 高齢者等又は介護者の氏名又は住所等を変更したとき。
- (2) GPS機器の契約内容又は契約先若しくは通信費の支払先を変更したとき。
- (3) 高齢者等が死亡したとき。
- (4) 第2条に規定する事由に該当しなくなったとき。
- (5) その他の理由により、高齢者等がGPS機器を使用しなくなったとき。

(利用喪失通知)

第7条 市長は、前条の届出がなく、次の各号のいずれか該当する場合は、申請者に対し、富谷市高齢者等GPS機器利用助成事業助成喪失通知書（様式第5号）により、助成ができなくなったことを通知するものとする。

- (1) 高齢者等が死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する事由に該当しなくなったとき。
- (3) その他の理由により、高齢者等がGPS機器を使用しなくなったとき。

(経費の支払い方法)

第8条 市長は、第3条に規定した経費については、GPS機器の貸与を行う事業者の請求によって支払いを行う。

2 第5条第4項で助成開始を通知された事業者は、高齢者等の利用状況を確認したうえ、利用の翌月10日までに第3条に規定された内容に該当する費用を利用者ごとに明記し、市長に請求するものとする。

3 事業者は、高齢者等が介護保険制度で貸与したGPS機器の利用が介護保険制度での貸与期間にあたらぬ場合は、請求を行ってはならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた介護者があるときは、その決定を取り消し、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、事業者が前条第3項に反した場合、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。